

200500029B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク実践事例の
収集・評価による実践方法の標準化に関する研究

平成 16 年・17 年度 総合研究報告書

主任研究者 手島 陸久 日本社会事業大学教授

平成 18 (2006) 年 3 月

目 次

I. 総合研究報告

1. 社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク実践事例
の収集・評価による実践方法の標準化に関する研究（平成16・17年度） 1
主任研究者 手島陸久（日本社会事業大学社会福祉学部）
分担研究者 矢部正治（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科）

II. 資料編

1. 社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク実践事例
の収集・評価による実践方法の標準化に関する研究（平成16年度） 15
主任研究者 手島陸久（日本社会事業大学社会福祉学部）
分担研究者 矢部正治（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科）
2. 質的データ分析からみた福祉デジタル・アーカイブズの有用性 37
後藤 隆（日本社会事業大学社会福祉学部助教授）
3. ソーシャルワーク研究養成教育における事例研究の方法 52
小嶋 章吾（国際医療福祉大学医療福祉学部助教授）
4. ITを活用したヒューマン・サービスの国際的な動向 66
柳田 正明（日本社会事業大学社会福祉学部実習講師）
5. ソーシャルワーク・アーカイブスのシステム構築について 83
有村 大士（日本子ども家庭総合研究所研究員）
6. ソーシャルワーク分野におけるテキストマイニング用語辞書の作成について 91
有村 大士（日本子ども家庭総合研究所研究員）
7. ソーシャルワーク・スーパーバイズ事例のテキストマイニング 102
—シングル・ケースの構造分析—
後藤 隆（日本社会事業大学社会福祉学部助教授）

8. ケースメソッドのための「ケース」の試作	123
－ケース・ライティングの手法に基づいて－	
菱川 愛（東海大学）	
田中千枝子（日本福祉大学）	
9. ケース記録メソッドの構築について	160
山下英三郎（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科教授）	
10. アメリカにおけるソーシャルワーク実践をめぐる研究・教育の動向	165
手島 陸久（日本社会事業大学社会福祉学部教授）	
11. 収集・事例モデル	173
12. 講演・シンポジウム記録	197
III. 研究成果の刊行に関する一覧	241
IV. 研究成果の刊行物・印刷	243

I 総括研究報告

I. 総合研究報告

社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク 実践事例の収集・評価による実践方法の標準化に関する 研究(平成16年度・17年度)

主任研究者 手島陸久(日本社会事業大学社会福祉学部)
分担研究者 矢部正治(日本社会事業大学大学院
福祉マネジメント研究科)

第1部 研究の概要

研究の概要

本研究では、ソーシャルワークにおける実践技術の確立のために、ソーシャルワーク実践事例を広範囲に収集・評価し、その蓄積を基礎にソーシャルワーク実践のプロセスや判断基準等の分析を行って、ソーシャルワーク実践の評価方法を開発し、事例に基づいたソーシャルワーク実践方法の標準化並びにソーシャルワーカー養成の課題を明らかにするとともに、社会福祉士養成課程の改革の方向を提言することを目的としたものである。

第1年次において、先行研究等をふまえ事例研究の方法を検証しつつ、収集事例の枠組みの検討を行うとともに

に、実践事例収集の枠組みに沿った事例提供を呼びかけ、かつ、公表するためのシステムの開発を完了した。

第2年次においては、①引き続き事例検討会等を開催しつつ実践事例の収集を行った。②事例研究とその方法を深めるために、アメリカにおけるソーシャルワーク実践評価をめぐる研究状況と、ケーススタディ手法（特にケースライティング）の教育状況を把握・検討した。③それらの検討を踏まえて収集された事例、スーパービジョン記録、ソーシャルワーカーへのインタビューへのテキストデータ分析を行い、ソーシャルワーク実践の中核の抽出を試みた。また、④ケーススタディ手法によって作成した事例を用いた教育を試み、その評価を行った。⑤ソーシャ

ルワーク検索辞書の作成を行った。

なお、当初の計画では広範なソーシャルワーク実践事例の公開を目指していたが、事例の質の保証と個人情報保護の観点から再検討を行った結果、教育・研修用の素材として実践事例をもとに大幅に加工・修成し、実践評価・標準化の観点から詳細なコメントを付したものに限定して公開する方針に修正した。

研究の概括

第1年次・2年次と継続して、事例検討会等を開催しつつ実践事例の収集を行うとともに、以下について重点的に取り組んだ。

①ソーシャルワーカーへのインタビューを実施しその記録を作成し、さらには、収集された事例、スーパービジョン記録について、ソーシャルワーク実践理論に即して分析するとともに、テキストデータ分析を行い、ソーシャルワーク実践の中核の抽出を試みた。

(II-1分担研究者:後藤隆報告参照)

②事例研究とその方法を深めるために、ケーススタディに関するアメリカにおける取り組み状況を把握するとともに、ケーススタディ手法にもとづくケースライティングを行い、ケーススタディの教育場面への適応を試み、有効性を検証した。

(II-2分担研究者:菱川愛、田中千枝子報告、II-3分担研究者:山下英三郎報告参照)

③アメリカにおけるソーシャルワーク実践評価をめぐる「エビデンス・ベースト・プラクティス論」、「アウトカム評価」、「プロセス評価」、「アカンタビリティ」等の論議の検討・整

理を行い、①、②の分析をふまえた評価のための素案を作成した。

④収集した事例の公開に関しては、当初計画の「一定量の実践記録の公開」という目標を修正し、教育・研修用として提供可能な事例を作成し、教育・研修用コメントを付して公開することとした。

それは、実践事例におけるソーシャルワーカーの判断の根拠に関する検討を行う必要性が極めて高いことが確認されたことと、また、2005年4月に施行された個人情報保護法をふまえ、事例における匿名性の強化がより一層求められていることに配慮したものである。

⑤「社会福祉デジタル・アーカイブテキスト検索辞書」については、収集された事例によってさらに質の向上を図りつつ、さらに段落ごとの性質分析を類型化し、行われているサポートの類型等や援助のプロセスを解明するために、テキスト分析への応用方法を開発・研究した。

研究の成果(到達点)

1. 事例収集とその検討

(1) 事例収集の検討の結果

収集された事例37件について、事例の分析と検討を行った。

収集された事例については、全体的にはソーシャルワーク実践の実際の姿が描かれており、興味深いものであるが、事例の教育的・実践的な活用という点からすると、当初、
○実際のソーシャルワークやケアマネジメント実践の記録は、特に経過記録

が事務的な記録に終始している例が多く、事後的にまとめる場合でもトピックが確かになく、根拠が不確かであることが多いこと。

○提出していただいた記録については、相当の量があり、読むことが困難であり、焦点がわかりにくいものも多く、適切な要約と焦点化が求められる事例が多いこと。

○とくにソーシャルワーク実践のプロセスやソーシャルワーカーの判断根拠等が可能な限り把握できる」という点については、主観的な判断とその基礎となる情報が明確でない事例も多いこと。

などの問題点が指摘された。

こうした状況の中から、事例検討を行い、事例を整理し課題を明らかにして再整理を行うよう取り組んだ結果、上記の問題点については相当程度改善され「わかる事例」への生成をすすめることができた。

しかしながら、事例の活用の観点からさらに検討した結果、たとえ「読みやすくなった」「わかりやすくなつた」としても、活用には一定の限界があることも明らかになった。とくに教育・人材養成場面での活用を考えたとき、スーパーバイザーや教員が参加して行われるものではなく、事例を利用する者が直接事例に触れるに限定して行う形式においては、その活用効果が限定的であることがわかった。

(2) 実践事例公開への課題

上記の点については、いくつかの要因があるが主に2点が指摘できる。

①ソーシャルワーク実践の表現の困難

さ

ソーシャルワーク実践の対象は幅広く、直接的な対人援助に限定されるものではないが、ミクロ・メゾ・マクロのいかなるレベルにおいても対人援助がその基礎としてあり、ソーシャルワーク実践は、その対象とソーシャルワーカーの間、あるいはそれを含んだ周辺の環境との相互関係として展開される。

したがって、ソーシャルワーク実践を表現するには、その相互関係が可視化されよう描かなくてはならず、そのためには相当の表現力が要求される。

さらには、実践の臨床的なアリティを構築するためには、例えば、言語的な表現に限っても逐語録などが不可欠であるが、逐語録については実践過程で実践者があらかじめ意識していないと収集が困難であり、また、当然のことながら、言語的表現だけでも不十分性が伴う。そのような実践の記録の大量の収集にはきわめて困難なものがある。

②ソーシャルワーク実践理論の補足の必要性

ソーシャルワーク実践の背景には、それぞれの実践者によって意識化されているかはともかくとして、何らかの実践理論の背景を持っているが、実践理論そのものについては、現状の日本におけるソーシャルワーカー養成教育の中では十分習得されておらず、実践から分析的に学ぶとき、その背景理論の違いによる特徴等が事例提供者、事例活用者双方において明確にはなりにくい要素があるといえる。

事例の公開にあたっては、上記に対

する対応が要求される。

2. 事例公開における課題

事例の公開にあたっては、①原則として当事者の了承をえること、②プライバシー保護に十分配慮すること、の2点を確認してきた。

①については、こうした姿勢を事例研究の基本的な姿勢として普及することは、事例研究の方法を確立するためにも大きな意義がある。

しかし、同時にこの本人承認の原則を「絶対条件」にすると、現実には事例の収集が極めて困難になる可能性もある。そもそも本人がすでに死亡している場合や、意思確認ができない状況にある場合もある。さらには、事例の性格上、関連する人々は、家族や友人・知人、あるいは関連する機関の人々、サービス提供者等々極めて幅広く、例え、本人の了解を得たとしても、それらすべてに了解を取ることは不可能であることが考えられる。

事例は、何らかの困難に遭遇して取り上げられる場合が多いのであり、例えば、あるサービス提供者との関係がうまく行かなかつた、主治医との関係が悪く問題を困難にした、などの場合、それら関係する人の了解をえることは極めて困難である。

したがつて、「本人了解」を重視し、大切にしつつ、その普及に努力すると共に、当面、事例研究の促進を図るために、最大限のプライバシーの保護への配慮をもつて、「本人了解」の原則には例外を認めていくこととしたが、その場合でも「了解」を原則とするだけで、事例の提供の制約条件となつてゐることは疑いえない。

②については、公開する事例は、固有名詞（人名・地域名・施設名・病院名等）は、事例提供者の氏名をふくめて、すべて匿名又は仮名とする、事例の性格を壊さない範囲で、年齢や家族構成・周辺環境に関する情報を変更して、当事者が特定されることを回避する、としてのぞむこととしていた。

施行された個人情報保護法との関係では、福祉分野の指針である「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱にためのガイドライン」（平成16年11月 厚生労働省）によれば、匿名化されたものについては、個人情報ではないため、直接問題になることはないが、問題は匿名性を確保するためには、相当程度、事例の加工が要求されることである。

ソーシャルワーク実践事例は、例外的な事例を取り扱うことも多く、したがつて、その事例の諸要件を削除、改変した場合、事例の実際の姿から遠ざかる要素があるのはやむを得ないことであろう。

上記の検討から、実践事例の公開にあたっては、より匿名性を強化するとともに、教材等として活用できよう、解説付きのモデル事例とすることとした。

3. 実践分析及び事例の教育への活用

1に述べた収集事例の検討から、実践事例の分析については、書かれた事例そのものの分析とあわせて、①スーパービジョン記録の分析、②ベテランソーシャルワーカーのインタビューを行い、その記録を分析する、の2点の実践分析を行つた。

スーパービジョン記録の分析を行うこととしたのは、スーパービジョン記録が、スーパービジョンを行った実際の現場の生の記録としてあり、従って事例の臨床的性格を確保しているからであるとともに、ソーシャルワーク実践の記録（スーパービジョンにおける提出事例の記録）の不十分さの補足や深める点の検証などが、スーパービジョン・プロセスで行われているため、情報の質が高いためである。同時に、スーパービジョンのプロセスがソーシャルワーク実践のプロセスと性格を同一とする要素を持っており、そのプロセスの分析が、ソーシャルワーク実践のプロセスと同様な要素の抽出を可能とすると考えたためである。

しかし、分析対象とするスーパービジョン記録は、スーパービジョンにおけるプロセスや枠組みがしっかりとしており、評価が出来るものを選定した。

分析の具体例は、Ⅱ-1分担研究者：後藤隆報告を参照されたい。

また、インタビュー記録の分析を行うこととしたのは、インタビューによる言語的表現の中に、ソーシャルワーク実践を具体的に表現するものを発見するためにある。

また、前述の1で記した実践事例の教育への活用方法を検証するために、ケーススタディに関するアメリカにおける取り組み状況を把握するとともに、ケーススタディ手法にもとづくケースライティングを行い、ケーススタディの教育場面への適応を試み、有効性を検証した。Ⅱ-2分担研究者：菱川愛、田中千枝子報告及びⅡ-3分担研究者：山下英三郎報告を参照されたい。

第2部 研究成果からみた事例検討・ケースメソッドの方法

本研究において事例の収集・検討を通して、ソーシャルワーク実践の能力形成に決定的な重要な役割をもつ実践事例の教育的・実践的な活用について、その方法を探求してきた。

その際、単に事例を教育に活用する、あるいは事例検討会を行う場合でも、その取り扱いには相当、慎重な方法論的な枠組みが必要であることが確認された。

単に事例を取り扱ってみても、事例を巡る四方山話に終始したり、事例提供者の努力を賛美したり、逆に不十分な事柄を指摘したりすることでは、教育的な効果が得られないばかりか、事例提供者にとって打撃的な結果に終わることもある。

事例を取り扱うことが、真にソーシャルワーク実践の教育とレベルアップに有効たり得るためにには、その方法の確立と習得こそが、教育関係者のみならず、現場実践のリーダー層に要求されるのである。

ここでは、検討の対象とした奥川幸子氏によるOGSV（奥川式グループスーパービジョン方式）と、ビジネススクール等で広範に取り入れられているケースメソッドをふまえてその有効性と課題を検証したい。

1. OGSV の有効性

奥川幸子氏が指導されているグループスーパービジョンの方法は、本研究においても後藤隆によるテキストマイニング分析で取り上げた。

その方法の特徴は、常に事例提供者を中心にして置き、事例提供者に対してサポート型に展開されることを前提に、まず、第一に、事例提供者が何を課題と感じているか、何を解決したいのかを確認することから出発する。その後に、不足している情報等を事例提供者から引き出して補充し、みなで臨床像を描いていく。こうした再アセスメントの共同作業を前提にして、臨床像がある程度描け、納得がいった段階で、解決策を検討する、というプロセスを重視している。

以下に奥川幸子氏へのインタビューから、氏自らが語るグループスーパービジョンによる事例検討の方法を要約する。

グループスーパービジョンの進め方について

（1）課題設定の話し合い

「提出理由について今から検討していこう」としてはじめるが、その際、その言に対する、その質問や答えが明確にしていくようになっているのかが重要。

事例提出者の思いも微妙なところがあるが、臨床像を描くことが提出理由

ではない。このケース提出者が何を発言しているか聞いていなければならない。「『今、ここで』(ロージャースのカウンセリング理論)が大切」で、グループスーパービジョンもそうである。

印刷物を見ていないで、提出者が言っていることをしっかり聞き取らなくてはならない。油断できないし、アンテナの張り方をきびしくする。

現時点では、事例提出者の引っかかりや問題意識としてあげられていることがいくつかある。課題設定するための意見交換は、それをある程度絞るためにするのであって、その方向に司会はコントロールしなければならない。情報収集するのとは違う。聞き手もピンとこなくて、そういう時は何にこだわっているのか、何にひっかかっているのかを質問するように司会は誘導しなければならない。

参加者に順番に聞いていくのはよくない。言いたい人が主体的に参加し、発言すること。また発言できるようになることがグループスーパービジョンの中での勉強である。

主催者としてグループでやるとき、気をつけなければならないことは、グループスーパービジョンの対象がどういう人(メンバーが新人かベテランか)なのか、グループスーパービジョンの目的をはっきりさせる。発言できない人がいても、後で一言でも発言するように振っていけば良いことであって、最初は主体性に任せるべきである。結果的に1回も発言していない場合は、司会がフォローして発言を促すことも必要である。

事例提出者が途中で入れている言葉を拾い、提出者のひっかかりの中核がアラカルトで出ている場合、どこが核

になっているかを出していくと良い。メンバーもそれに協力する。ひっかかりの中核を提出者が言語化できるように助けることがグループのワークである。

(2) 結論(核心)が提出者より先に出てしまったとき

自分の発言をコントロールすることも勉強である。ぱっと浮かんだことを直ぐに言うのではなくて、グループ内の力動が今どうなっているか。力量のある人は、メンバーのダイナミクスをみながらコントロールする。フラストレーションになるかもしれないが我慢していく、ここというときに発言すると効く。

面接のときも同じ。援助者が先に言ってしまったらクライアントは動かない。クライアントにいかに語ってもらうことができるかが勝負であって、人間は自分が主体でないと変われない。人格変容も行動変容も自分が主体でやらないと変わることはできない。

自分の奥底からでてきてその人を変えることになる。主体性ができるように動機付けをする。モチベーションのサポートをする。「共感的理解から本人の主体性を發揮できる基盤を作り、そして自己決定を支えていく」という援助の手順があつて、これにはプロセスと技術がいる。相手に応じて変わってくる。この中の最初の技術に傾聴が入ってくる。アイビーのマイクロカウンセリング技法の基礎をつくる、基本的なところの技術はソーシャルワークにも共通である。

面接するとき、マイクロ技法の三角の図の一番下の基盤の部分は一緒であり、傾聴もそこに入る。そういう風に

しながら支えていくやり方をすれば良い。結論が見えていると有利であり、働きかけが上手になれば、ブリーフセラピーといって、短時間でうまく効率よく面接ができるようになる。全体のメカニズム、ケース臨床像、全体の力動を全部自分の中で描ける、これが臨床像を描けるということであって、それらを位置づけた上で発言できるようになることが必要である。全体の流れの中で結論（本質）をいうその発言が適切な場面かどうか。結論を提出者に言わせるようにすることが必要であって、本人の主体的な気づきがあるかないかではその後の開眼が違ってくる。グループスーパービジョンはそういうことを助けることをするのである。その際、グループのダイナミクスを見て、本題に入りそうな時は司会がコントロールすることが必要であり、司会は難しく大変な役割である。

（3）臨床像を描くにあたっての質問の仕方

提出者が曖昧な答えではっきりしてこないときは、具体的なことを質問していく。病態やその人の歴史的なことなど、ひとつひとつ解きほぐして聞いていく。実際に具体的に質問すること。

渡部律子氏の「アセスメントに必要なデータ16項目」が大事。アセスメントの基本の基であって、「その問題はいつ、どのくらいの頻度で、どのような状況の下で起きたか」がアセスメントの鉄則である。「それぞれがいつ、どういう状況の下で、どういう風になって、何回くらいおこったのか」ということがストレスの積み重ねになるから、それがどういう関係の中で起きている

かをひとつひとつ聞いていき、関係の中でみていくと浮かび上がってくる。

クライアントの場合にもそのように聞いていかなければいけない。相手に嫌がられないように聞いていくことは難しいが、気持ちよく話してもらう技術が必要である。マイクロカウンセリング技法の三角の底辺の「関わり技法」で全部できてしまう。大体のことが「積極技法」まででできる。

渡部律子氏の「言語技術のバラエティ」と併せてやると良い。アイビーなど外国のものは、日本人の感覚、感情の反映が違うから例示は使えないが、日本的に訳して使うことが必要である。

質問の仕方は具体性の追求していく。ケアに関わる面接にとっても大事なことである。質問の仕方が大事で、イメージを明確化して、くっきりと浮かび上がらせることが必要である。それが出来ないと臨床像は描けないし、それから家族のダイナミクスになっていくのである。

* * * * *

こうしたプロセスの中で「事例提供者自らが気づき、語ること」を重視して行う。決して、知識や視点、方策をスーパーバイザーや他の参加者に「教わる」のではなく、自らが自身で獲得することを目指している。

実際の事例検討会では、このようなグループスーパービジョンの方法で進められるグループは、いくつかの視点できわめて効果的であることが確認された。

第一に、このようなグループの場は、経験年数等の違いからくる臨床知の差

や基本的な枠組みの理解の程度といった、参加者相互の相違点を超えて、それぞれの経験や理解の程度に応じた関わり方が要求されることになる。

もしもある人が「初歩的な問題だ」と思うのなら、そのことを自己了解しているだけで終わることはできず、事例提供者がみずから気づくような質問等の組み立てを考え、進行をはかる役割が生ずる。

第二に、こうした質問とそれへの返答で構成される場は、直接的にはスーパービジョンの方法として意識されるが、実は、ソーシャルワーカーとクライエントの関係における質問を中心とした面接の進行プロセスと近似しており、参加者は経験の多寡を問わず、常に「どのような質問によって、進行を組み立てるのか」を意識して臨むことによって、きわめて緊張感ある「臨床の場」を形成することができる。

ソーシャルワークの実践力を獲得することをめざすとき、こうした「臨床の場」が得られることはきわめて貴重である。

第三に、おそらくは、これがもっとも重要なことであろうが、「臨床像を描く」プロセスをとることによって、アセスメントとは何か、アセスメントの枠組みと方法（どのような情報が必要か）を、繰り返し事例の中で学び、獲得することができることである。

こうした有効性を確認することができたが、この方法は、現場でのスーパービジョンを行うスーパーバイザーが決定的に不足しており、大学等においてもその任を担える教員が少ない中では、実施そのものが難しいという側面がある。

その点では、渡部律子氏が兵庫県介護支援専門員協議会のメンバーと共同して行っている、「気づきの事例検討会」方式も普及が諮られてよい方法である。

だが、その場合でも、今日の現場実践者の状況を考えると、多くの実践者が、ソーシャルワーク実践に必要な基本的な枠組みやプロセスへの基本理解ができていない現実をふまえておく必要がある。

事例検討会を組織し、事例を取り扱う以前に、たとえ社会福祉士資格取得者であっても、基礎からの再教育・再学習が必要な状況にあることをあえて指摘せざるをえない。が、同時にその再学習の必要への気づきは、こうした事例検討会の中にあることも事実である。

2. ケースメソッドの活用

本研究では、前記のグループスーパービジョンによる事例検討会の方法とともに、ケースメソッド法の活用についても研究を進めた。

ケースメソッド法とはもともとは、ハーバード大のロースクールにおける判例検討で用いられた手法を発展させたものであり、その後、ハーバードのビジネススクールで発達し、ビジネススクールの重要な学習手法として定着した。

日本では、慶應大学ビジネススクールがハーバード流を模して積極的に導入している。

ケースメソッドの特徴をいくつか指摘しよう。

情報は、ケースに書いてある範囲に

限定して、検討し、追加情報は得られないことを前提に行い、場合によっては、不明点を、自分なりの前提を設けてもよいとされている。

ビジネスの世界でも十分な情報が常に得られることはなく、一定の情報での判断方法が要求されることから、こうした方法が当然と考えられている。

また、ケースメソッドの議論では、「妥当性の高い考え方」は重要視するが、「解答」は必ずしも求めない。限られた情報の中で、多面的・重層的に理解することに重きをおいている。問題に直面した際に、できる限り様々な可能性を考慮して対処できるようにするためにある。

こうしたケースメソッドの方法は、事例検討会方式が

- ・専門職が困っている「現実」を事例としてとりあげる。
- ・複雑な現状を解きほぐし、情報を掘り起こすことが重要（再アセスメント）。
- ・事例提出者に対してサポートiveであり、励ますことが重要。
- ・一般的には少人数で行われ、かつメンバーがある程度固定されていことがあることがのぞまれる。

などの特徴を持っていることと比すると、

- ・過去の固定的事実やフィクションを用いることが多い。
- ・与えられた情報の範囲で、現状分析や省察に重点化する。
- ・多面的重層的に、様々な可能性を分析することが重要で、「解答」を求めるることは行わない
- ・主人公を遡上に載せやすい。
- ・ケースは教員側が準備する。

- ・多人数の参加が可能などの特徴を持っている。

福祉や医療の現場での活用を考える場合、具体的な援助場面では、クライアントと援助者の相互作用として展開される援助場面では、相互の内的な力道が大きな位置を占めているので、事例検討会方式での検討の有効性が高いと思われる。

だが、本研究における菱川愛報告にあるように、一方では、具体的な援助場面をやや離れた組織や環境、専門職間の連携を課題とする場合は、このケースメソッド方式が有効性を持つことが確認された。

こうしたケースメソッド法を、現場実践における実践教育に活用するためには、何よりもケースの作成が不可欠である。

本研究においては、そのためのケースライティングの方法について把握したが、

ケースには

- ・わかりやすくコンパクトに書かれたものであること。
- ・ケースメソッドの参加者のレベルにあわせた整理された情報が盛り込まれること。
- ・時間的空間的に実際の現場を取り扱った臨場感があること。

などの条件が必要である。

こうしたケースの作成には、相手の時間とそれなりの能力が要求されることはいうまでもない。

ビジネススクールの場合、提供されている多くケースが、アメリカ等で作成された事例であり、ある意味ではグローバル化されたビジネス世界の反映

ではあるが、福祉分野での導入には努力が要求される。

第3部 研究成果からみた社会福祉士養成教育の課題

本研究において、多くの現場実践を収集し、またそれを検証・検討した結果は、同時に、日本のソーシャルワーク実践の現状を把握することにつながった。

すでに述べたように、実践事例は、その多くが、とくにソーシャルワーク実践のプロセスやソーシャルワーカーの判断根拠等が可能な限り把握できるという点については、十分でなく、逆に基本的な対象者理解の方法が確立していないものや、サービス提供を中心となり、ソーシャルワークプロセスの理解が不足しているものがみられた。

また、優れた実践を行っているソーシャルワーカーでも、その実践の言語化して理由付けを行うことについては十分行われているとはみられなかった。

こうした言語化が行われないと、体験にもとづく自らの実践の力を後進に伝達するには十分でないと思われる。

こうした現実の社会福祉士の実践を検証してみると、現在の社会福祉士の多くが実践力の点で多くの課題を抱えており、「専門職として何ができるのか」を問われた場合、相当その回答は困難である。

そこで、本研究の最後に、「社会福祉士養成課程の転換」「社会福祉士国家試験の改革」の2点について提言することとした。

1. 社会福祉士養成課程の転換

現状の社会福祉士の実際の姿に大き

く影響しているのが、社会福祉士養成課程そのものであることは言うまでもないだろう。

そこにみられるのは、一言でいえば、ソーシャルワークプロセスをふまえたその局面における実践のポイントが十分理解されていないというとであろう。

現状の科目別養成課程は、知識の付与を基本としているが、ソーシャルワークプロセスそのものの教育が決定的に不足している。

具体的にいえば、以下について提言したい。

(1) ソーシャルワークプロセスに沿った教育課程

例えば、インテークの段階で押さえなくてはならないことは何か、アセスメントはどういう枠組みで行うのか、情報提供はどういう方法で行うのか、自己決定を支えるにはどうしたらよいのかなど、プロセスにそった基本的な押さえを行い、その実現を支えるために面接技法や人を理解するということはどういうことなのか、そのためにはどんな知識が必要なのか、などソーシャルワークプロセスを実現するための能力に焦点を当てるべきである。

価値や理念も、こうしたプロセスの実現にそって理解され身につけていくようになないと、力にはならないと思われる。

(2) 標準テキストの作成

本研究の最終目標としたところがこ

こであるが、今回は十分な接近には至らなかった。

しかし、(1)を実現するためには、こうした標準的なテキストの作成が集団的な取り組みとして行われる必要があり、今後の展開を期待したい。

その際、イングランドのケア基準法に基づく「居宅ケア基準」や「ソーシャルワーク全国職業基準」が参考になるだろう。

(3) 事例の教育への適用

実践事例を用いた教育の必要性は、すでに本研究全体で述べたところであり、第2部についてもその有効性と課題について要約した。

今後、あらゆるレベルの教育において事例を活用した教育が取り入れされることを期待したい。

2. 社会福祉士国家試験の改革

養成課程改革とあわせて緊急を要する課題として、社会福祉士国家試験の改革を指摘したい。

社会福祉士国家試験は、平成17年度で、すでに18回の試験が実施され、これまでに8万数千人の合格者を出している。

この国家試験をどう評価するかはともかくとして、日本におけるソーシャルワーカーの専門職としての資格として決定的な位置を占めているのは言うまでもない。

この国家試験については、当初より「対人援助職としてのソーシャルワーカーの能力がペーパー試験で検証できるのか」という批判があるが、問題はそのレベルではない。ペーパー試験による能力認証という方法はもちろん限

界はあるが、4万人をこえる大量の受験者に対応するものとしては、それ以外の方法はないだろう。

社会福祉士国家試験は、また、その合格率が30%を切っており、専門職の試験としては異常に低い合格率であるが、それもまた現状の養成課程の実際に規定されてやむを得ない面もあるだろう。

しかし、社会福祉士国家試験は、日本におけるソーシャルワーカーの性格を規定する位置を与えられており、そのあり方は、日本のソーシャルワーカーの姿に大きな影響を与えるのは間違いないがない。

ここでは当面の改革が必要と思われる事項について提言したい。

(1) 科目別試験分野を廃止すること

現行の試験制度は、12科目については核10問ずつ、援助技術については事例問題を含め計30問、合計150問として構成されている。しかし、そもそもこの12科目は、社会福祉士にとって同じ比重なのだろうか？また、科目に属さない事項でも社会福祉士が知っているべき事項はないのか？科目分けの分類が困難な問題もあるのではないか？

ここでは詳細な指摘は避けるが、当面の提案として、科目別を廃し、例えば、社会福祉理論、社会福祉制度、関連社会制度、関連基礎理論、実践分野など、一定のグループ構成として、柔軟な出題構造を持つことが望まれる。

(2) 問題を実践に即したものとすること

何よりも要求されるのは、出題をソ

ーシャルワーク実践に必要な知識を前提とした実践的なものとすることである。

実践に必要な、という意味では、問題はいくらでも工夫で作成することができる。リッチモンドやパールマンの名前だけ知っていても実践にはほとんど影響ないが、インテーク面接で押さえなくてはならないポイント、アセスメントの枠組みと方法、面接技法など実践上要求されることをきちんと毎回出題される必要があるし、ソーシャルワークカーとして知っていなければならない、年金制度、医療制度や労働法規、所得税や相続税の基礎知識など、実際の相談場面では、相談していることがらは多様である。

(3) 合格基準を引き上げること

おそらくはこれがもっとも緊急かつ、重要なことであろうが、現行の正答率60%とされている合格基準を大幅に引き上げ、少なくとも80%、将来的には85%程度まで引き上げる必要がある。

現行の正答率60%基準は、毎年、実際には、社会福祉士はやや低め、介護福祉士はやや高めに合格基準が設定されている。

社会福祉士の場合、実際の合格基準をみると、毎年、60%を割り50%台になっているし、精神保健福祉士に至っては50%を切っている場合もある。

がしかし、そもそも、専門職に必要だとして提出された問題に、60%も正答できない者が、どうして専門職として認定できるのだろうか。ここが大きな問題である。

こうした試験のあり方は、社会的にみても、受験者にとっても失礼であろう。きちんとした専門職としての基礎

的な専門的知識を持っていると認証するためには、少なくとも80%の正答率が要求される。

このような正答率の大幅に引き上げは様々な効果が期待できる。

第1には、何が専門職として必要な知識なのかが、明確になることである。

専門職はこのくらいは知っていなければならぬとされたことが出題されれば、80%の正答率は誰にでも納得できるし、また、そうでなければ批判を受けるであろう。

第2に、こうした80%の正答率を要求する試験ならば、合格者も専門職の第一歩を出発できたと自信を持って仕事に臨める。現状では、半分も間違えたのに、たまたま受かったとしか、感じられない。たとえ不合格になつたとしても、どのような学習・研鑽をして専門職をめざすのかが、明確になるだろう。

第3に、これが喫緊の事項であるだろうが、難問・奇問、細かすぎる問題、実践にはほど遠い問題の多くがこれによって排除される。

現状では60%の正答率の人が3割弱になるような問題をつくろうとするならば、一定の学習をしてきている者でも半数以上が間違える問題を作成しなければならない。これでは、難問・奇問、悪問をつくらざるを得ないのでないか。

以上、本研究を通して把握した、現状の現場実践の課題をふまえ、今後の社会福祉士養成課程への提言を行い、本研究のまとめとしたい。

II 資 料 編

II-1 総括研究報告

社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク実践事例の収集・評価による実践方法の標準化に関する研究(平成16年度)

主任研究者 手島陸久(日本社会事業大学社会福祉学部教授)
分担研究者 矢部正治(日本社会事業大学
 大学院福祉マネジメント研究科)

はじめに

本研究は、ソーシャルワークにおける実践技術の確立のために、ソーシャルワーク実践を広範囲に収集・評価し、その蓄積を基礎にソーシャルワーク実践のプロセスや判断基準等の分析を行って、ソーシャルワーク実践方法の標準化並びにソーシャルワーカー養成の今日的課題を明らかにすることを目的としている。

今年度は研究の第1年次であり、主に、ソーシャルワーク実践のデジタル・アーカイブの基本的なスケルトンの確定とシステムの開発を行うとともに、ソーシャルワーク実践事例の提供の形式と枠組みを確定することをまず目標とした。

同時に、「社会福祉デジタル・アーカイブテキスト検索辞書」を、既存ソフトを基盤に、開発した。

本稿は、主任研究者、分担研究者、研究協力者の共同討論に基づき、まとめたものである。

1. 本研究の目的

地域社会や家族のありようが大きく変容している今日、社会的な孤立や精神・心理的な問題状況の拡大が増大しており、ソーシャルワークの実践的な役割の重要性が高まっている。

我が国において、社会福祉専門職制度が国家資格として成立して、社会福祉士においては施行後17年、精神保健福祉士においては7年を経過している。しかしながら、それら国家資格化された専門職においては、その専門性の実践的な方法・技術及びその効果が明確とはいいがたい状況にある。

このような状況下で、ソーシャルワーク実践における技術の具体的有り様を明らかにし、かつ、ソーシャルワーク実践の基礎となる価値と知識の枠組みを明らかにすることは急務な課題である。

今日ほど、ソーシャルワークの専門性の内実とその確立が問われている時代はない。